

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

身延町は、山梨県の南部に位置し、面積は 301.98 km²で、町の中央を北から南に日本三大急流のひとつである富士川が流れ、周囲を緑豊かな山々に囲まれた自然あふれる町である。

平成 27 年国勢調査における人口は、約 12,669 人で昭和 40 年から平成 27 年までの 50 年間の増減率は△59.52%と大幅に減少している。年齢別人口の構成比は 0 歳から 14 歳までが 6.9%、15 歳から 64 歳までが 50.1%、65 歳以上が 43%と少子高齢化の進展が著しく、過疎の地域構造下にある。

本町は、農業を中心とした第一次産業の大幅な減少が続いており、町外への通勤による就労も含め第二次産業の比率も拡大から減少に転じている。また、第三次産業の比率は拡大を続けているが、人口の減少に伴い就業数は減少している。

伝統技術を活かした地場産業として、「西嶋和紙」や「印章業」、また地域の生産物を活かした「ゆば」の製造、地域の特産である「あけぼの大豆」の良質な素材に着目し、6 次産業化、ブランド化、販路拡大など振興策に取り組んでいる。

また、令和 3 年中に全線開通となる中部横断自動車道により、敏速な物流による工場誘致やインターチェンジ周辺整備も積極的に進めていき、雇用の創出、定住の促進を図っていく。

本町産業の中核をなしてきたのは町内事業者の大多数を占める中小企業等であり、中小企業等が地域経済や地域生活を支える基盤として大きな役割を担っている。しかしながら、昨今の本町の経済的・社会的環境は、経済のグローバル化、少子高齢化、人口減少や社会構造の変化に直面しており、中小企業等を取り巻く環境は厳しい。

このような中、次代に引き継ぐべき経済の持続的な発展、町民生活の向上のためには、中小企業等の自主的な努力はもちろん、中小企業等が地域に果たす役割について、地域社会を構成する町民や行政等の様々な主体が共通認識を持ち、協働して中小企業等の振興に向けた取組を展開していきたい。

(2) 目標

先端設備等導入計画の認定数 3 件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、観光の推進と連携する重要な観光資源である景観や環境への調和と配慮が特に必要であるため、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）及び発電電力の全てを他者に供給し、売電収入を得るための設備（以下「全量売電設備」という。）であって建物の屋上に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、身延町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から5年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定に配慮した計画とし、人員削減を目的とした取組は先進設備等計画の認定の対象としない。

(2) 健全な地域経済発展に配慮した計画とし、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものなど、地域環境に特に配慮が必要なものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 町税滞納者に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。